

十一 利率
 一 経過利率
 の払込み

年一・七パーセント
 日本郵政公社総裁は、払込金額
 に加え、次の算式により算出し
 た金額を第十八号に規定する期
 日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.7}{100} \times \frac{36}{365}}$$

十三 初期利子
 平成十九年六月二十日を支払期
 とし、次の算式により算出した
 金額を支払う。ただし、支払期
 が銀行休業日に当たるときは、
 その翌営業日に支払う（以下、
 次号及び第十五号において規定
 する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.7}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四 第二期利子
 毎を六月二十日及び十二月二十
 日を、支払期とし、各支払期にお
 いて、その日以前六箇月に属す
 る利子を支払う。
 平成二十八年十二月二十日
 額面金額百円につき百円
 日本銀行
 平成十九年一月二十五日
 十八 払込期日
 十七 払場所
 十六 償還金額
 十五 償還期限
 十 第二期利子